

品質等の保証表示の告示内容

(条例第17条の規定に基づく表示事項等)

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
1 電気洗たく機（定格電圧が100ボルトで標準洗たく容量が10キログラム以下のもの(電気洗たく乾燥機を含む。))	(1) 商品の名称	(1) 表示に用いる文字は、6号（写真植字による場合は11号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7号）の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。
2 電気アイロン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワットを超え1キロワット以下のもの）	(2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(2) 表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
3 電気（冷凍）冷蔵庫（圧縮式冷凍機と貯蔵庫を一体としたもの）	(3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(3) 販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。
4 電気がま（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1.5キロワット以下のもの）	(4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期)	(4) 販売に当たっては、保証表示を内容とする文章等に表示すべき事項のほか所定事項を記入し、押印等を行うこと。
5 電子ジャー（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1キロワット以下のもの）	(5) 保証の対象となる部分（当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称）	
6 電気オーブン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1.5キロワット以下のもの(フィッシュロースターを除く))	(6) 保証の態様（修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等)	
7 電子レンジ（定格電圧が100ボルトで定格高周波出力が1キロワット未満のもの）	(7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等)	
8 電気トースター（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1.5キロワット以下のもの(オーブントースターを含む))	(8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容）	
9 電気ジューサー・ミキサー（定格電圧が100ボルトで定格容量が400立方センチメートル(m³)以下1,200立方センチメートル(m³)以下のもの(電気ジューサー及び電気ミキサーを含む。))	(9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号	
10 電気ストーブ（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1.5キロワット以下のもの）	(10)修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨）	
11 エアコンディショナー（定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの(冷暖房兼用のものを含む。))	(11)法的責任（保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）	

12 電気パネルヒーター（定格電圧が 100 ボルトで定格消費電力が 1.5 キロワット以下のもの）		
13 電気こたつ（定格電圧が 100 ボルトで定格消費電力が 1 キロワット以下のもの）		
14 電気毛布・電気敷布（定格電圧が 100 ボルトのもの）		
15 扇風機（定格電圧が 100 ボルトで羽根の直径が 20 センチメートル以上 40 センチメートル以下のもの）		
16 換気扇（定格電圧が 100 ボルトで軸流形の羽で換気風量が 1 時間当たり 1,800 立方メートル以下のもの）		
17 ウインドファン（定格電圧が 100 ボルトで換気風量が 1 時間当たり 900 立方メートル以下のもの）		
18 電気掃除機（定格電圧が 100 ボルトで定格消費電力が 100 ワット以上 700 ワット以下のもの）		
19 テレビジョン受信機（放送電波のうち、映像記号を表示装置(ブラウン管、液晶、PDP)に導き、表示装置に映像を再現する機器）		
20 ラジオ受信機（ラジオ放送電波を受信し、音声を再生することができる装置(スピーカーを有するもの)）		
21 テープレコーダ（磁気テープにより、録音再生機能を有し、音声を再生することができる装置(スピーカーを有するもの)）		
22 ステレオセット（ステレオ式の蓄音機用レコードに記録された音声信号を再生するための 2 系統以上の回路を有する装置(スピーカーを有するもの)で、実効出力が(5 ワット+5ワット)以上(50ワット+50ワット)以下のもの）		

23 電気かみそり（電動機又は電磁振動器で駆動される刃を有し、ひげ又はむだ毛を取り除く目的としたもの）		
24 ヘアドライヤー（定格電圧が100ボルトで電動送風装置と電熱装置を有し、毛髪の乾燥又はセットを目的としたもの）		
25 ヘアカーラー（ボビンとそれを加熱する電熱装置を有し、毛髪のカールを目的としたもの）		
26 ガス炊飯器（最大炊飯容量が4リットル以下のもの）		
27 ガスこんろ（都市ガス消費量が1時間当たり9,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり700グラム以下のもの(1口ガスこんろは除く。))		
28 ガスグリル付きこんろ（都市ガス消費量が1時間当たり9,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり700グラム以下のもの）		
29 ガスレンジ（都市ガス消費量が1時間当たり10,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり800グラム以下のもの）		
30 ガスオーブン（都市ガス消費量が1時間当たり3,600キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり300グラム以下）		
31 ガス瞬間湯沸器（都市ガス消費量が1時間当たり36,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり3,000グラム以下のもの）		
32 ガスストーブ（都市ガス消費量が1時間当たり6,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり500グラム以下のもの）		
33 ガス温風暖房機（都市ガス消費量が1時間当たり8,000キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が1時間当たり650グラム以下の強制対流式、強制排気式(EE)及び強制給排気式(FF)のガスストーブ）		

34 石油ストーブ（燈油燃焼量が1時間当たり600グラム以下のもの）		
35 石油温風暖房機（燈油燃焼量が1時間当たり600グラム以下の強制排気式(FE)石油ストーブ及び定格暖房能力が1時間当たり8,000キロカロリー以下の強制給排気式(FF)の石油ストーブ）		

以上 35 品目

告示 昭和 52 年 4 月 5 日

施行 昭和 53 年 1 月 5 日

ただし、10～15、17、32～35 は昭和 53 年 4 月 5 日施行
改正

- ・ 1 の適用範囲改正

平成 8 年 7 月 1 日告示（平成 9 年 1 月 1 日施行）

平成 16 年 7 月 30 日告示（平成 17 年 1 月 30 日施行）

- ・ 1 9 の適用範囲改正

平成 16 年 7 月 30 日告示（平成 17 年 1 月 30 日施行）

- ・ 「表示すべき事項」(11)の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示（平成 17 年 1 月 30 日施行）

商 品	表示すべき事項	表示の方法とその他表示に際し事業者が守るべき事項
36 写真機（使用フィルムが 35 ミリメートル以下の写真機、画面サイズが 60 ミリメートル以下の写真機及びインスタントカメラ）	(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(1) 表示に用いる文字は、6 号（写真植字による場合は 11 号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7 号）の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。
37 映写機（スライド映写機（定格電圧が 100 ボルト以下で定格消費電力が 500 ワット未満のもの））	(4) 保証期間の始期及び終期（保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期）	(2) 表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
38 ミシン（家庭用ミシン）	(5) 保証の対象となる部分（当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称）	(3) 販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。
39 時計（腕時計、掛時計、置時計及び懐中時計）	(6) 保証の態様（修理（店頭修理又は出張修理）、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額（額の算定が困難なときは、その算定方法）等）	
40 自転車（一般自転車（日本産業規格による。）及び幼児用自転車）	(7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き（保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等）を必要とする場合の当該手続き等） (8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容） (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10) 修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨） (11) 法的責任（保証書によって、保証書を発行している者（保証責任者）以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）	
(撮影機：削除)		

以上 5 品目

告示 昭和 53 年 8 月 1 日

施行 昭和 54 年 5 月 1 日

改正

- ・ 37 の適用範囲改正

平成 4 年 3 月 31 日告示（同日施行）

- ・ 撮影機の削除

平成 4 年 3 月 31 日告示（同日施行）

- ・ 「表示すべき事項」（11）の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示（平成 17 年 1 月 30 日施行）

- ・ 日本工業規格を日本産業規格に名称変更

令和元年 7 月 1 日告示（同日施行）

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
41 電気ホットプレート(定格電圧が 100 ボルトで定格消費電力が 1.5 キロワット以下のもの)	(1) 商品の名称	(1) 表示に用いる文字は、6 号(写真植字による場合は 11 号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7 号)の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。
42 電気コーヒー沸かし器(定格電圧が 100 ボルトで最大使用水量が 1,000 立方センチメートル(cc)以下のもの)	(2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(2) 表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
43 ガス風呂がま(バーナが組み込まれたものであって、都市ガス消費量が 1 時間当たり 15,000 キロカロリー以下又は液化石油ガス消費者が 1 時間当たり 1,250 グラム以下のもの)	(3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(3) 販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。
44 浴そう(ステンレス浴そう、鋼板ほうろう浴そう、ガラス繊維強化ポリエステル(FRP)浴そう及びその他の合成樹脂浴そうであって単体のもの)	(4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期)	
45 電子式卓上計算機(電子回路によって演算を行うもので、メモリー装置を備えたものも含む。)	(5) 保証の対象となる部分(当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称)	
46 補聴器(難聴を補うために個人が身体に装着して使用するものであって、電池を電源とし電氣的に音量を増幅させるもの(骨導受信機を使用するもの及び無線送受信機を利用するものは除く。))	(6) 保証の態様(修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等)	
47 編機(家庭用編機)	(7) 保証の条件(消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等)	
	(8) 保証の適用除外(保証の適用除外となる場合の具体的内容)	
	(9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号	
	(10) 修理内容の記載欄(修理伝票等で代替する場合は、その旨)	
	(11) 法的責任(保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨)	

以上 7 品目

告示 昭和 55 年 2 月 1 日

施行 昭和 55 年 5 月 1 日

ただし、41～43、45 は昭和 55 年 8 月 1 日から、44、46 は昭和 56 年 2 月 1 日施行

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示(平成 17 年 1 月 30 日施行)

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
48 ベッド（住宅用普通ベッド（日本産業規格によるもの）であって、睡眠に用いるマットレスとマットレスを支持する構造体が組み合わされたもの（ソファベッド、ベビーベッドを除く。））	(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期)	(1)表示に用いる文字は、6号（写真植字による場合は11号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7号）の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。
49 圧力なべ及び圧力がま（内容積が10リットル以下のものであって、0.1キログラム毎平方センチメートル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したもの）	(5) 保証の対象となる部分（当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称）	(2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
50 ズボンプレスナー（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が400ワット以下のもの（ハンド式を除く。））	(6) 保証の態様（修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等)	(3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。
51 もちつき機（定格電圧が100ボルトで定格容量が3.6リットル以下のもの）	(7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等)	
52 電気あんか（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が60ワット以下のもの）	(8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容）	
53 加湿器（定格電力が100ボルトのもの）	(9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号	
54 ふとん乾燥機（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1.1キロワット以下のもの）	(10)修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨）	
	(11)法的責任（保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）	

以上6品目

告示 昭和56年12月1日

施行 昭和57年6月1日

ただし、49は昭和57年9月1日から施行

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成16年7月30日告示（平成17年1月30日施行）

・日本工業規格を日本産業規格に名称変更

令和元年7月1日告示（同日施行）

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
55 ビデオテープレコーダー(録音、録画、再生機能を有し、映像、音声を再生することができる装置を有するもの)	(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(1)表示に用いる文字は、6号(写真植字による場合は11号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7号)の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。
56 ビデオカメラ(光をテレビジョン信号に変換する機能を有し、ビデオテープレコーダー等に接続して使用する機器)	(4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期) (5) 保証の対象となる部分(当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称) (6) 保証の態様(修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等) (7) 保証の条件(消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等) (8) 保証の適用除外(保証の適用除外となる場合の具体的内容) (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10)修理内容の記載欄(修理伝票等で代替する場合は、その旨) (11)法的責任(保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨)	(2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。 (3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。

以上2品目

告示 昭和59年7月1日

施行 昭和59年10月1日

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成16年7月30日告示(平成17年1月30日施行)

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
57 電話機（一般家庭用電話機（ファクシミリ機能を有するものを含む。））	(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期) (5) 保証の対象となる部分(当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称) (6) 保証の態様（修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等) (7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等) (8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容） (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10) 修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨） (11) 法的責任（保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）	(1) 表示に用いる文字は、6号（写真植字による場合は11号とし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、7号）の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。 (2) 表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。 (3) 販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。

以上1品目

告示 昭和62年10月1日

施行 昭和63年4月1日

改正

・57の適用範囲改正

平成16年7月30日告示（平成17年1月30日施行）

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成16年7月30日告示（平成17年1月30日施行）

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
58 カメラ一体型ビデオ（光をテレビジョン信号に変換する機能を有し、録音、録画及び再生の機能又は録音及び録画の機能を有するもの）	(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(1)表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント (写真植字 12 号) の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。ただし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、5.5 ポイント (写真植字 8 級) の活字以上の大きさとする事ができる。
(日本語ワードプロセッサ：削除)	(4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期) (5) 保証の対象となる部分（当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称） (6) 保証の態様（修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等) (7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等） (8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容） (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10)修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨） (11)法的責任（保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）	(2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。 (3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。

以上 1 品目

告示 平成 4 年 3 月 31 日

施行 平成 4 年 10 月 1 日

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示 (平成 17 年 1 月 30 日施行)

・日本語ワードプロセッサの削除

平成 16 年 7 月 30 日告示 (平成 17 年 1 月 30 日施行)

・日本工業規格を日本産業規格に名称変更

令和元年 7 月 1 日告示 (同日施行)

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
<p>59 電気カーペット（定格電圧が 100 ボルトで定格消費電力が 1.5 キロワット以下のもの）</p>	<p>(1) 商品の名称 (2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期) (5) 保証の対象となる部分（当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称） (6) 保証の態様（修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等) (7) 保証の条件（消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等) (8) 保証の適用除外（保証の適用除外となる場合の具体的内容） (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10)修理内容の記載欄（修理伝票等で代替する場合は、その旨） (11)法的責任（保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨）</p>	<p>(1)表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント (写真植字 12 号) の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。ただし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、5.5 ポイント (写真植字 8 級) の活字以上の大きさとする事ができる。 (2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。 (3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。</p>

以上 1 品目

告示 平成 6 年 4 月 1 日

施行 平成 6 年 10 月 1 日

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示 (平成 17 年 1 月 30 日施行)

・日本工業規格を日本産業規格に名称変更

令和元年 7 月 1 日告示 (同日施行)

商 品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
60 電気衣類乾燥機(定格電圧が200ボルト以下で、標準乾燥容量が10キログラム以下のもの)	(1) 商品の名称	(1)表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8ポイント(写真植字 12号)の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。ただし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、5.5ポイント(写真植字 8級)の活字以上の大きさとする事ができる。
61 空気清浄機(定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワット以下のもの)	(2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号	(2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
	(3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期) (5) 保証の対象となる部分(当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称) (6) 保証の態様(修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等) (7) 保証の条件(消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等) (8) 保証の適用除外(保証の適用除外となる場合の具体的内容) (9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号 (10)修理内容の記載欄(修理伝票等で代替する場合は、その旨) (11)法的責任(保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨)	(3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。

以上 2 品目

告示 平成 8 年 7 月 1 日

施行 平成 9 年 1 月 1 日

改正

・「表示すべき事項」(11)の改正

平成 16 年 7 月 30 日告示(平成 17 年 1 月 30 日施行)

・日本工業規格を日本産業規格に名称変更

令和元年 7 月 1 日告示(同日施行)

商品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
62 食器洗い乾燥機(定格電圧が200 ボルト以下の食器の洗浄及び乾燥を行うもの)	(1) 商品の名称	(1)表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305 に規定する8ポイント(写真植字12号)の活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。ただし、保証責任者と保証履行者が異なる場合の保証責任者の住所及び電話番号については、5.5
63 電磁調理器(定格電圧が200ボルト以下のもの)	(2) 保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号	ポイント(写真植字8級)の活字以上の大きさとする
64 携帯電話端末(携帯電話端末本体(PHS 端末本体を含む。)及びその充電器(アダプタを含む。))	(3) 保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号	ことができる。
65 パーソナルコンピュータ(多目的な情報処理に使用される小型電子計算機)	(4) 保証期間の始期及び終期(保証の対象となる部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期)	(2)表示すべき事項は、消費者にとってわかりやすい表現を用いること。
66 プリンタ(一般家庭用(プリント機能を標準装備した複合機を含む。))	(5) 保証の対象となる部分(当該商品のすべての部分であるときは、その旨を、一部分であるときは当該部分の名称)	(3)販売に当たっては、消費者に対し、保証表示内容を事前に提示するとともに必要に応じて説明を行うこと。
67 ディスクプレイヤー(CD,MD,DVD,HDD等のディスクを使った録音再生・映像記録再生装置)	(6) 保証の態様(修理(店頭修理又は出張修理)、取り替え、払い戻し等保証の方法並びに、消費者から例外的に費用を徴収する場合は、その条件、内容、額(額の算定が困難なときは、その算定方法)等)	
68 カーナビゲーションシステム(GPS又はその他の方式の測位システムを内蔵し、映像、電子地図又は音声等により目的地まで案内してくれる運転補助システム(あらかじめ自動車に装着されて販売されるものを除く。))	(7) 保証の条件(消費者が保証を受けるために一定の手続き(保証表示を内容とする文書等の提示を要する旨、転居、贈答等の場合における手続きを要する旨等)を必要とする場合の当該手続き等)	
69 デジタルスチルカメラ(レンズと撮影素子を備え、撮影された静止画像データを内蔵又は取り外し可能なデジタル記録媒体に記録する装置)	(8) 保証の適用除外(保証の適用除外となる場合の具体的内容)	
70 温水洗浄便座(セントラル給湯方式のものを除く。)	(9) 相談窓口の名称、住所及び電話番号	
71 椅子式及びベッド式電気マッサージ器(一般家庭用)	(10)修理内容の記載欄(修理伝票等で代替する場合は、その旨)	
	(11)法的責任(保証書によって、保証書を発行している者(保証責任者)以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨)	

以上10品目

告示 平成16年7月30日

施行 平成17年1月30日

改正

・日本工業規格を日本産業規格に名称変更
令和元年7月1日告示(同日施行)